

浦和区 常盤五丁目自治会

地区防災計画

(個人情報の取り扱いについて)

本計画は、自治会員及び自主防災組織の構成員にて共有するため、写しの配付を想定しています。

したがって、組織体制の班員などにつきましては、氏名の掲載をしていません。氏名については自治会役員名簿の担当部名をもって割り当てています。

つきましては、役員の氏名等については、自治会が所持している役員名簿等でご確認ください。

令和4年11月5日策定

計画主体：常盤五丁目自主防災組織

協力：浦和区防災アドバイザー会

常盤五丁目自治会地区防災計画

目次

共通編

1	基本方針	3
2	地区の概況と課題	4
	・地区の特性	4
	・過去の災害履歴など	4
3	災害による被害想定	5
4	役割分担	6
5	防災訓練	7
6	地域の防災教育	8
7	連絡体制	8
8	活動プログラム	9
9	共通編にかかる資料	10

避難行動編

10	災害時の行動計画	11
----	----------	----

1 基本方針

計画の目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災等を経て、自助・共助の重要性が改めて認識される。平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

本制度に基づき「地域防災計画」を策定し、地域の防災活動を促進するとともに、地域コミュニティにおけるさらなる共助の促進に寄与することを目的とする。

計画の運用

組織の運用

組織の運用は、常盤五丁目自主防災組織で行い、避難所である仲町小学校避難所及び常盤小学校避難所の運営はそれぞれの避難所運営委員会の運用に準じる。

今後の運用

今後の運用として、毎年度に組織人員の確認、避難行動要支援者の確認、年 1 回以上の防災訓練をおこない、反省点などをもとに計画の改善を図る。

2 地区の概況と課題

地区の概要

【位置】

浦和区の西部に位置し、中央区と隣接している。

【土地利用】

学区内には住宅地が広がっており、北西部に団地、南部に警察署・市役所・消防局がある。

【交通】

学区の中央部には国道17号と国道463号、東部にはJR京浜東北線が走っている。

出典：さいたま市防災カルテ（常盤中学校地区）

地区の特性

【避難】人口密度が高い地域のため、円滑な避難誘導の実施が必要。

【その他】地区内に非木造建築物が多いため、エレベーターの閉じ込め防止装置（機能）の設置等の対策が必要。

出典：さいたま市防災カルテ（常盤中学校区）

過去の災害履歴など

- 町内及びその周辺で過去に大きな災害実績の記録はない。
- 令和元年台風第19号の際には、荒川に洪水の危険が迫ったので、桜区、南区内の住民が避難してきている。

3 災害による被害想定

本計画地区の概要、特性及び災害履歴などにより以下の被害が想定されます。

1. さいたま市防災カルテ（常盤中学校区）による災害想定は、次のとおり。

【地震】

さいたま市直下地震では最大震度6強となっており、地区の約60%が全壊・半壊の被害を受け、地区の約35%にあたる建物は焼失する恐れがある。

【水害】

他地域と比べ、相対的には浸水被害の危険性は低い。

2. 広域避難者の受け入れ

さいたま市の西側を流れる荒川に洪水の危険が迫った場合、桜区、南区のほか、戸田市内の住民が浦和区以北へ避難して来ることが考えられる。

暴風雨の最中でもあり、その多くは車で避難してくることが考えられるので、その対策を要する。

【対策1】

車での避難者は市が準備する次の一時避難先へ誘導する。

- ① イオンモール浦和美園
- ② イオンモール与野

【対策2】

対策1によって、さばききれない車が避難所周辺に駐車されることが想定される。避難所への物資の搬入や緊急車両の通行に支障しないよう、近隣に駐車場を所有する商業施設等と平時より協力を求め、緊急時には一時的に駐車場として使えるように協議する。

4 役割分担

本計画に係る役割分担は以下のとおりとする。

本部長 本部の統括
 副本部長 本部長の補佐
 各部班長 各部の統括

(災害時と平常時の活動内容)

平時の役割 (災害時の役割)	活動内容	
	災害時	平常時
正副会長 (対策本部)	自治会内の各部との連絡調整	年間活動計画の立案及び推進／(防災井戸の管理)
総務委員会 (情報班)	地区の情報集約発信／避難場所との情報伝達／市の情報の伝達	自治会の庶務及び経理／自治会内広報及び広報紙の作成
環境衛生委員会 (環境班)	トイレ、ゴミの衛生管理	ゴミ集積所の点検・管理
防災防犯委員会 (消火班)	初期消火活動／消防車の誘導	消火訓練等の実施／町内パトロール(夜警)／防災備品の管理
防災防犯委員会 (救護誘導班)	地区内の救助／防犯も兼ねた安全パトロール	交通安全対策／学童見守り／危険箇所等の点検把握／住民状況把握
防災委員・福祉厚生委員会 (物資班)	避難誘導活動／物資受入 ^注 、配布 注：物資は指定避難所で受け取り自治会館等へ運びます	要配慮者の把握と支援体制づくり／避難行動要支援者の個別避難支援プラン策定
常任理事・子ども会防災委員 (食糧班)	炊き出し／食料・水の配布	行事の炊き出し

※避難時には避難所運営委員会の体制で活動する。

組織体制

対策本部自治会の「正副会長」が担当する
 情報班自治会の「総務委員」が担当する
 環境班自治会の「環境衛生委員」が担当する
 消火班自治会の「防災防犯委員」が担当する
 救護誘導班自治会の「防災防犯委員」が担当する
 物資班自治会の「防災委員」「福祉厚生委員」が担当する
 食糧班自治会の「常任理事」子ども会の「防災委員」が担当する
 他班への応援自治会の「会館管理委員」が担当する

(自治会組織の各部員名は自治会名簿を参照)

5 防災訓練

本計画方針に伴い年1回以上の防災訓練を行う。(避難所運営訓練と併せた訓練も可)

【避難行動訓練】 避難開始から避難所運営まで

～震度5強を想定した防災訓練～

- 安否確認
- 要支援者の避難確認
- 避難経路の確認
- 一時集合場所の確認
- 避難所運営の確認
- 備蓄の確認

避難行動要支援者名簿の活用

別添、「難避難行動要支援者の支援計画（ゆるやかルール）」参照

位置図

別添、自治会内地図参照

6 地域の防災教育

本計画にかかる地域の防災教育として以下の実施を心がけるものとする。

年 1 回の防災訓練実施

年 1 回の地区防災計画の見直し

防災アドバイザーを活用した講座（DIG 訓練）の実施

7 連絡体制

本計画にかかる平常時・災害時の連絡体制は以下のとおりとする。

本部長 常盤五丁目自治会会長

副部長 常盤五丁目自主防災組織会長
常盤五丁目自治会防災防犯副委員長

総括長 常盤五丁目自治会総務委員長

注：本計画には連絡先電話番号、住所、氏名など個人情報によるものは掲載しません。各自治会役員の連絡先電話番号等は、平時から各自で交換してください。

8 活動プログラム

毎年行う活動

組織の見直し（4月）

防災教育 講義（10月）

要配慮者の状況確認（11月）

防災訓練の実施（11月）

備蓄品の確認（11月）

計画に対する意見交換（11月）

中期的に行う活動

計画の見直し（不定期）など

9 共通編にかかる資料

- 自治会役員名簿 注：本計画書に添付はありません。
- 自治会会員名簿 注：本計画書に添付はありません。
- 避難行動要支援者名簿 注：本計画書に添付はありません。

(参考) 避難行動要支援者名簿の扱いについて

平時には自治会長及び自主防災組織会長が保管しており、名簿に掲載されている要支援者（支援を必要とする人）については、主として対象者が居住する街区の「防災委員」が平時より連絡先を把握しておく。

「防災委員」は、避難を必要とする災害が発生した場合には、要支援者の安否を確認するため、電話連絡や必要に応じた訪問を行う。

災害により避難を要した場合には、自治会長及び自主防災組織会長は「避難行動要支援者名簿」を避難所となる指定避難所へ持参し、同様に避難している「防災委員」によって、電話連絡などで対象者の安否確認を行い、必要に応じて地区理事と共に訪問する。

※難避難行動要支援者の支援計画（ゆるやかルール）参照

10 災害時の行動計画

新型コロナウイルス感染拡大下における避難のあり方について

現在の状況において、災害時の避難所に多人数の方が集まれば、密集した空間での集団生活により、感染症の拡大リスクが高まるおそれがある。

自主防災組織では、避難所が開設されれば、十分なスペースの確保や換気、消毒の徹底など、可能な限り衛生環境の確保に努めるが、避難者を分散し、全体の感染拡大リスクを抑えるためには、自治会員の皆さまには、次のとおり「在宅避難」若しくは「分散避難」のご協力を呼びかける。

地震

自身や家族にケガがなく、住居にも危険な損傷がなければ、多少不便であっても、自宅で避難生活を送る「在宅避難」を確認する。

自宅の安全が確認できない場合には、学校等の避難所や地域の公民館だけでなく、災害危険の無い親戚や友人、知人の家などへ避難できないか「分散避難」を確認する。

水害

【洪水による氾濫】

過去に町内が浸水するような氾濫は発生しておらず、浸水被害の危険度は低い。しかし、西区、桜区を流れる「荒川」に氾濫の恐れがある場合には、当該区域の住民が北区内に避難してくることが想定される。

自宅が安全で避難の必要が無い場合には、自宅に留まる。

参考：さいたま市洪水ハザードマップ

【内水による氾濫】

市街地などでは、短時間で局地的な大雨が降ると、下水道や排水路が水をさばききれなくなり、溢れだした雨水が建物や土地、道路などを水浸しにする内水氾濫に用心する必要がある。

自分の住んでいる場所が「避難の必要がある場所か」確認する

参考：さいたま市内水ハザードマップ

災害発生

身の安全を確保し、火の元の確認・初期消火をする

自主防災組織等の活動 による助け合い

※避難行動要支援者については、
名簿や個別計画に基づき
避難を支援



一時集合場所
常盤五丁目
自治会館

指定緊急避難場所

仲町小学校・常盤小学校

災害・危険の鎮静化

自宅で居住できない

自宅で居住できる

身近な地域の
防災拠点

指定避難所

仲町小学校・常盤小学校



在宅避難

